

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
に係るマスコット等使用取扱規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 83 回国民スポーツ大会及び第 28 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の開催に当たり、大会群馬県準備委員会（以下「県委員会」という。）が定めるマスコット等を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(マスコット等の定義)

第 2 条 この規程においてマスコット等とは、次に掲げる著作物をいう。

- (1) 県委員会が定める大会マスコット（「ぐんまちゃん」を大会仕様にデザインしたもの。）
- (2) 大会愛称その他県委員会が定める書体（以下「規定書体」という。）

(使用許可権限の行使)

第 3 条 マスコット等については、県委員会が使用許可権限を有し、自ら行使する。ただし、公益財団法人日本スポーツ協会国民スポーツ大会関係標章の使用に関する規程に定める公益財団法人日本スポーツ協会の承認権限を除く。

(公共目的による使用)

第 4 条 マスコット等の使用について、営利を目的としないものであって、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、県委員会会長（以下「会長」という。）は公共目的と認め、無償で使用させることができる。

- (1) 資料又は無償で交付される記念品等についての使用であって、スポーツ活動又は大会の開催に寄与すると認められる場合。
- (2) 出版物についての使用であって、スポーツの歴史や記録などスポーツおよび大会に関する啓発内容を掲載するものと認められる場合。
- (3) 県委員会からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用する場合。
- (4) 一般へのスポーツ又は大会に対する理解や普及を図るため、その普及資料等を展示するものと認められる場合。
- (5) その他会長がスポーツ活動及び大会開催に寄与すると認める場合。

2 前項の規定のほか、テレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者（以下「報道機関等」という。）が放送又は記事等に利用する場合について、公共目的と認め、無償で使用させることができる。

(公共目的による使用の申請及び報告)

第 5 条 前条の公共目的によりマスコット等を使用しようとする者は、あらかじめ「マスコット等公共目的使用許可申請書」（様式第 1 号）を会長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、第 2 条第 1 項第 2 号の著作物のみを使用する場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

- (1) 大会の開催のために市町村が設置する準備（実行）委員会が使用する場合。
- (2) 国又は地方公共団体が使用する場合。
- (3) 公益財団法人群馬県スポーツ協会、一般社団法人群馬県パラスポーツ協会、群馬県内の市町村体育・スポーツ協会及びこれらに加盟する競技団体が使用する場合。
- (4) 大会において、公開競技、デモンストレーションスポーツ又はオープン競技を実施する団体が使用する場合。
- (5) 県委員会の構成団体が使用する場合。
- (6) 「児童福祉法」（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に掲げる児童福祉施設、「学校教育法」（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に掲げる学校及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条による認定こども園が使用する場合。
- (7) 報道機関等が報道目的以外の放送又は記事等に利用する場合で、大会の P R に資すると認められる場合。
- (8) その他会長が認める場合。

2 前項の規定に基づきマスコット等を使用した者は、各年度終了後 30 日以内又は使用期間終了後 30 日以内のいずれか早い期日までに「マスコット等使用報告書」（様式第 2 号）を会長に提出しなければならない。

3 前 2 項の規定は、次の号に該当する場合は適用しない。

- (1) 報道機関等が報道の目的で使用する場合。

（公共目的による使用の許可）

第 6 条 会長は、前条第 1 項の規定による申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、許可するものとする。

- (1) スポーツ及び大会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになる場合。
- (2) 正しい使用方法に従って使用しない場合。
- (3) マスコット等のイメージを損なうおそれのある場合。
- (4) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのある場合。
- (5) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合。
- (6) 特定の個人、法人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合。
- (7) 使用目的が明らかでない場合。
- (8) その他会長が不適当と認める場合。

2 前項の規定による許可は、許諾番号を付した上で「マスコット等公共目的使用許可書」（様式第 3 号）をもって行うものとする。

3 会長は、第 1 項の規定による許可に際し、条件を付することができる。

4 会長は、第 1 項の規定による許可をしないときは、「マスコット等公共目的使用不許可書」（様式第 4 号）により、当該申請者に通知するものとする。

（使用上の遵守事項）

第 7 条 マスコット等を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途にのみ使用し、許可条件に従うこと。
- (2) 使用権を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用し、規格外の展開など応用使用しないこと。
- (4) マスコット等を使用する物件等（以下「物件等」という。）の適切な位置に、別表 1 に掲げる著作権表示および許諾番号の表示を行うこと。
- (5) 物件等の完成見本を速やかに会長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (6) 物件等について、商標又は意匠登録の出願をしないこと。
- (7) 物件等の使用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに会長に報告すること。なお、物件等を原因とする事故に対しては、県委員会は一切の責任を負わないものとする。

（許可内容の変更）

第 8 条 使用者が、第 5 条第 1 項（ただし書きを除く。）の規定による許可内容の変更を希望する場合は、あらかじめ「マスコット等使用内容変更申請書」（様式第 5 号）を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による申請を許可するときは、「マスコット等使用内容変更許可書」（様式第 6 号）により、当該使用者に通知するものとする。
- 3 会長は、第 1 項の規定による申請を許可しないときは、「マスコット等使用内容変更不許可書」（様式第 7 号）により、当該使用者に通知するものとする。
- 4 第 1 項の申請については、第 4 条から前条までの規定を準用する。

（使用期間）

第 9 条 第 5 条の申請によるマスコット等の使用期間は、次の各号のとおりとする。なお、次の各号に掲げるマスコット等の使用が混在する場合は、第 1 号の使用期間を適用する。

（1）第 2 条第 1 項第 1 号

最長で 2 年以内又は大会終了年度までのいずれか早い方まで

（2）第 2 条第 1 項第 2 号

最長で大会終了年度まで

- 2 前項第 1 号の使用期間満了後においても、引き続き使用するときは、改めて「マスコット等公共目的使用許可申請書」（様式第 1 号）を会長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合の扱いは、第 5 条によるものとする。

（実地調査等）

第 10 条 会長は、使用者に対し、使用状況について実地調査を行い、又はその使用状況を証する書類の提出を求めることができる。

（違反に対する処置）

第 11 条 会長は、マスコット等の使用がこの規程又は許可内容に違反していると認められる場合は、使用状況の変更を求めるほか、当該許可を取り消し、当該許可に係る物件等の回収を命ずることがで

きる。

- 2 前項の規定による許可の取消しは、「マスコット等使用許可取消書」（様式第8号）をもって行うものとする。
- 3 第1項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件等を使用してはならない。
- 4 第1項の規定により物件等の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許可に係る物件等を回収しなければならない。
- 5 会長は、許可を得ずにマスコット等を使用している者又は使用しようとしている者に対して、その著作物の使用停止及び使用に係る物件等の回収を求める等適切な措置をとることができる。
- 6 県委員会は、前各項の規定による許可の取消し等により生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（経費等の負担）

- 第12条 県委員会は、この規程による使用許可の申請に要した費用及び実施に係る経費又は役務を負担しない。
- 2 県委員会は、マスコット等の使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

（情報の公開）

- 第13条 会長は、マスコット等の適切な使用と広く利用促進を図る観点から、この規程による使用の許可及び取消しの状況について、情報を開示することができる。

（補則）

- 第14条 この規程に定めるもののほか、マスコット等の使用の取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年2月7日から施行する。

別表 1（第 7 条関係）

- 1 「大会マスコット」を使用する場合は、デザイン等に近接して以下の著作権表示と許諾番号表示を行うこと。※○は数字
 - ① ©群馬県 ぐんまちゃん 湯スポ○○－○○○
 - ② ©Gunma pref. GUNMACHAN 湯スポ○○－○○○
- 2 以下の全てに該当し、かつ、県委員会が認める場合には、許諾番号の継続使用を認める。
 - ①使用期間満了時から 1 ヶ月以内に申請を行っている
 - ②前回許諾時からデザインに変更がない
 - ③前回許諾時から使用方法に変更がない
- 3 以下のいずれかに該当し、かつ、県委員会が特別に認める場合には、許諾番号の表示は省略することができる。
 - ①日本国内外のテレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が報道目的以外の放送又は記事等に利用する場合で、大会の P R に資すると県委員会が認めた場合
 - ②県の機関が申請する場合
 - ③デジタルコンテンツ（アプリ、LINE スタンプ、アニメ、ゲーム等）を申請する場合
 - ④大会にとってプロモーション効果が高いと認められる場合
 - ⑤その他会長が適当と認める場合